

長尾山斎場火葬炉設備更新工事
プロポーザル実施要領書

令和2年9月

勝 央 町

長尾山斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル実施要領書

1. 目的

火葬炉設備は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）等の関係法令等を遵守する必要があるとともに、一連の葬送行為において遺体の尊厳性を保つ上で最も重要な設備であり、最良なものを完備し、環境汚染防止に留意し、さらに事故防止や作業環境の向上に万全を期することが求められ、火葬炉の仕様や性能が火葬場の運営及び維持管理に大きな影響を与えるため火葬炉設備仕様の決定が非常に重要となる。

このことから、以下の項目に基づき実現可能な設備、また、火葬場の運営管理に必要と思われる火葬炉設備等の整備に関する技術提案書作成を依頼するものとする。

なお、本プロポーザルは公募型とし、勝央町プロポーザル方式実施要綱(平成 29 年訓令第 3 号)及び本要領書に基づき、実施するものとする。

2. 事業概要

- (1) 工事の名称 : 長尾山斎場火葬炉設備更新工事
- (2) 工事場所 : 勝央町植月中 820-2
- (3) 火葬炉数 : 火葬炉 2 炉
- (4) 工事内容 : 火葬炉設備更新工事
- (5) 期間 : 以下のとおり。
 - ・実施設計書作成期間 内定書発行から令和 2 年度中
 - ・工事期間 令和 3 年度～令和 4 年度(予定)
- (6) 概算事業費 : 提案する見積価格の上限は 156,663 千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

3. 参加資格要件

本審査に参加できる者は、令和 2 年度において、有効な勝央町入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- ① 中国地域 5 県又は近畿圏 2 府 4 県内に本社、支社、支店、営業所等があり、保守点検等のメンテナンス技術者が支社、支店、営業所等において合計で 5 名以上常駐していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本町の入札制限を受けていない者。
- ③ 勝央町建設工事指名競争入札参加資格の基準(平成 5 年規則第 18 条)の規定に基づく指名停止期間中の措置を受けていない者。
- ④ 勝央町建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成 17 年告示第 52 号)第 2 条第 1 項第 6 号に定める暴力団関係法人等に該当しないこと。
- ⑤ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- ⑥ 工事施工にあたり、配置技術者は、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置技術者は技術提案書提出以前 3 カ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

7. 参加表明書、技術提案書及び辞退届の提出

- (1) 提出期限 参加表明書 令和2年10月2日(金)午後5時(必着) **様式1**
技術提案書 令和2年10月29日(木)午後5時(必着)
辞退届 令和2年10月29日(木)午後5時(必着) **任意様式**
※辞退届はこのプロポーザルを途中辞退する場合のみ提出すること。
- (2) 提出方法 持参または郵送により提出することとし、持参の場合の受付は、土、日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、書留等配達過程が記録されるものに限る。
- (3) 提出場所 住 所：岡山県勝田郡勝央町平 242-1
担当部署：勝央町役場 健康福祉部
- (4) 作成方法 参加表明書は様式1により作成し、次に示す図書を添付すること。
①会社概要 **様式3**
②施工実績 **様式4** (様式4、4-①、4-②)
※技術提案書は、10. 技術提案書作成要領の定めによる。

8. 基本方針

火葬炉設備更新工事にあたって、次に示す事項について十分に留意して技術提案書の作成を行うこと。

- (1) 既存施設を稼動しながら更新工事を行う計画としていることから、設備の配置、工事手順等を十分に考慮すること。なお、既設及び新設を問わず更新期間中は常時火葬炉1炉が稼動可能となるような更新工程とし、現況建物本体及び各設備への影響や既設火葬炉の稼動に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 工事施工に当たっては、次の事項に注意すること。
- ア. 火葬炉設備の更新工事に伴い、排ガス冷却設備、集じん設備、排気設備、排気等の機械設備設置に必要な部分及び炉前ホール床面の炉内車引出し部分を除き、原則として既存建物の床面の改修は行わないこととする。
なお、建築物の改修等の箇所は原則として図4～図5に示した部分とする。
また、雨漏り防止のために、原則として既存屋根部分の改修についても行わないこととする。
- イ. 長尾山斎場は1階火葬炉室後部の機器の搬入口が狭いことから、更新する火葬炉設備を搬入するにあたっては、既存の開口部を拡幅し、改修のうえ新しく開口部を設置することとする。
- ウ. 建物東側面の壁面に既存排気筒が設置されているが、劣化している為危険性があるので、新しい火葬炉設備設置に際して排気筒は全面撤去することとし、撤去後の壁面は全面的に改修する必要があることから、新しい排気筒の設置も含めて既存壁面の構造等を考慮して改修を行うこととする。なお、必要に応じて雨水侵入防止のための防水工事を行うこと。
- エ. その他、既存建物の改修に際しては、事前に既存斎場を十分に調査し、自社において最も適正と考えられる計画案や工事手順等を提案すること。
- オ. 工事手順については、設計図書準備や各設備の製作等の準備期間を含めて2年間が必要と想定するが、工事手順として複数年の事業とした場合の工事費用について一括発注とした場合においても、単年度ごとの工事費について積算を行うこととする。

(3) 「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」及び大気汚染防止法等の法的な規制基準値等を考慮し環境汚染防止対策「ばい煙（ダイオキシン類を含む）、悪臭、騒音、振動等」並びに周辺環境の保全に十分配慮した設備とすること。

また、温室効果ガス（CO₂）削減対策や省エネ対策を考慮した設備とすること。

(4) 火葬炉設備の更新にあたって、既存の受変電設備の容量(46KW)では不足することが考えられるが、斎場施設の動力設備の使用方法や火葬炉設備の稼働状況の調整を行うことで、既存電気設備容量で稼働が可能か検討すること。また、可能な場合の条件について提案すること。

なお、新しい火葬炉設備の運転に支障がないように必要とする設備容量を積算の上、必要に応じて受変電設備容量を増加するために新設の受変電設備を設置する必要がある場合については、設置位置と必要な工事費用について提案を行うこと。 **様式5**

(増加する電気設備容量については当該メーカーの設備容量計算による。)

(5) 今回の更新計画においては、過去の停電時の状況を考慮して非常用発電設備はしない計画とするが、住民サービスを考慮すると火葬炉は運転を停止することが出来ない設備と考えることから、仮に停電が発生した場合の対応に係る方策について提案すること。

様式5

(6) 既存建物は新しい耐震構造指針（平成5年）以前に建設された施設であることから、重量機器の設置に伴い建築荷重等には十分に配慮すること。

(7) 火葬炉設備の運転管理が容易であり、十分な安全対策が図られたシステムとし、自動化することが望ましい箇所については、誤操作の恐れがなく、かつ操作が容易であるように極力自動化が図られた設備とし、自動化した場合においても、遺体の尊厳を保つ上で十分に配慮した設備であること。

(8) 火葬炉設備は高い安全性と十分な耐久性を有し、維持管理が容易にできる設備とし、労力の省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とし、また、各設備とも十分な耐久性を有し諸経費の軽減が図られた設備であること。

(9) 施設の作業環境及び労働安全衛生に十分配慮した設備であること。

(10) 各炉間は保守点検スペース、将来の火葬炉設備の更新等を考慮した炉間の間隔、通路等の確保を考慮すること。

(11) 点検整備等により、運転停止中の火葬炉がある場合においても運転停止中の火葬炉を除く他の火葬炉の単独運転が支障なく行えるシステムとすること。

(12) 定期的な保守点検やアフターサービス体制が優れているほか、緊急時及び災害時における体制や対応が迅速で正確であること。なお、適正な機能の保持のために火葬炉の稼働に関する遠隔監視システムの内容や方法について提案を行うこと。

(13) 災害時の対応を考慮した設備であること。

(14) 常に、稼働が可能な施設とするため災害時等のバックアップのための必要な設備、機器類を設置するとともに、耐震性にも考慮した設備とすること。

(15) 火葬炉設備更新工事にあたり、建築物の工事にかかる施工にあたっては、原則として地元施工業者の協力を考慮して施工を行うよう計画すること。

(16) 更新する火葬炉設備の供用開始後の火葬業務について、新旧の火葬炉設備の切り替え時の運転操作において考慮する事項について記載すること。

9. 計画主要項目及び能力

(1) 年間火葬件数 : 315 件/年 (令和元年度報告書による令和 22 年予測値)

(2) 炉 数 : 2 炉

(3) 火葬炉型式 : 主燃焼炉 : 台車式大型炉 (前入れ前出し)
再燃焼炉 : 主燃焼炉直上型、1 炉 1 再燃焼方式

(4) 燃 料 : 灯油とする

(5) 火葬炉の配置 : 各社独自の空間で計画すること。

図 4 の改修計画図(案)を参考に自社の炉設備を設置する場合の計画(案)について提案すること。

また、前記したが、雨漏り防止等を考慮して既存屋根部分の改修は行わない計画とすること。

排気筒出口は既存火葬炉と同様に横引き煙道とし、東側壁面に設置する計画とする。

なお、本斎場における火葬炉設備更新工事にあたって考慮する必要がある設備・空間としては次のとおりとする。

① 火葬炉室 : 火葬炉 2 炉

炉室空間が狭いことから、再燃焼炉以降の設備は、1 系列 (集合式) として計画し、集じん設備及び強制排気設備、排気筒等については 2 炉分の排ガス容量を考慮した設備計画とすること。

② 監視室 (デスクとデスク上にパソコン 1 台とプリンターの設置)

③ 電気設備 (動力盤、制御盤、操作盤等)

④ 燃料供給設備 (オイルタンク (4900)、オイルポンプ等)

⑤ その他火葬炉設備業者独自で必要とする設備

(6) 排ガス冷却 : 空気冷却による方式とし、再燃焼炉からの燃焼排ガスを急速に降温できる方式とする。

火葬によって発生する燃焼排ガスはダイオキシン類の再生成を防止するために集じん設備前において 250℃以下に冷却できる設備とすること。なお、結露等による粉塵の付着防止について考慮した設備とすること。

(7) 系 列 : 火葬炉 2 炉 1 系列

(上記(5)①に示した通り、火葬炉 2 炉に対して集じん設備以降の設備を 1 つの排気系列 (集合式) とする。)

なお、原則として、火葬件数が一時的に増加した場合においても隣接した炉との同時着火は行わない計画とする。1 時間間隔での受入れとし、1 日最大 4 件の火葬が可能なような計画とすること。

(8) 排 気 方 式 : 誘引ファン等による強制排気方式とする。

(9) 環境汚染防止設備 : 下記(14)に示す排出基準値を守るために必要な設備、装置を提案すること。

(10) 炉 内 温 度 : 主燃焼炉は遺体及び副葬品等を適正に火葬できる炉内温度を保持し、再燃焼炉内温度はダイオキシン類等の環境汚染物質の加熱分解に必要な温度である約 800℃以上 950℃以下に保つこと。

(11) 集じん設備 : 慣性衝突フィルター式集じん設備とし、排出基準値以下を実現

できる設備とすること。

(12) 電気計装設備

- ① 現場操作盤 : タッチパネル形式とし、火葬システムは各社独自とするが、各設備における動作表示の監視及び主要設備の制御ができる機能を有すること。
- ② 中央監視装置 : 火葬システムは各社独自とするが、パソコンによる集中監視及び制御ができる設備、装置とし、炉内温度及び炉圧、排ガス温度等のデータを蓄積でき、火葬炉の運転管理に反映できる機能を有すること。

(13) 火葬対象及び火葬時間等

① 標準火葬重量

遺体重量(標準体重)	柩重量	副葬品	合計
70 kg	20 kg	10 kg	100 kg

※ 燃焼計算については、遺体体重は70 kgと設定する。また、遺体重量100 kg以上の大型遺体の火葬も可能であること。

② 最大柩寸法

市販の業者が製造する次に示す大型の柩の火葬も可能であること。

長さ	幅	高さ
2,200 mm	650 mm	650 mm

③ 火葬時間

遺体の標準体を70kgと設定し、主燃焼バーナ着火から主燃焼バーナ消火までの時間を概ね65分とする。

なお、大型の遺体や副葬品の状況により、火葬時間の延長も考えられ、発生する排ガス量についても増大することが考えられることから、排ガスの処理に係る各設備機器の処理能力は、余裕を持った設備計画とすること。

④ 冷却時間

火葬炉内における炉内台車と焼骨(遺骨)の冷却時間は約20分以内とする。

(14) 排出基準値

次に示す排出基準値以下とすること。

項 目		排 出 基 準 値
排ガス濃度 (排気筒出口)	ばいじん量	0.1 g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物	30 ppm以下
	窒素酸化物	250 ppm以下
	ダイオキシン類 (※酸素濃度12%換算値とする。)	1.0 ng-TEQ/Nm ³ 以下
	一酸化炭素	平均50 ppm以下、最大150 ppm以下
	塩化水素	50 ppm以下
悪臭物質濃度 (敷地境界線)	アンモニア	1 ppm以下
	メチルメルカプタン	0.002 ppm以下
	硫化水素	0.02 ppm以下

悪臭物質濃度 (敷地境界線)	硫化メチル	0.01 ppm以下
	二硫化メチル	0.009 ppm以下
	トリメチルアミン	0.005 ppm以下
	アセトアルデヒド	0.05 ppm以下
	スチレン	0.4 ppm以下
	プロピオン酸	0.03 ppm以下
	ノルマル酪酸	0.001 ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下
	イソ吉草酸	0.001 ppm以下
	酢酸エチル	3 ppm以下
	トルエン	10 ppm以下
	キシレン	1 ppm以下
	メチルイソブチルケトン	1 ppm以下
	イソブタノール	0.9 ppm以下
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm以下	
臭気指数	排気筒出口 (臭気濃度)	500以下
	敷地境界 (臭気指数)	10以下
騒音	作業室内 (稼働時)	80 dB (A) 以下
	炉前ホール (稼働時)	60 dB (A) 以下
	昼間敷地境界 (稼働時)	50 dB (A) 以下
振動	作業室内 (稼働時)	60 dB (A) 以下
	昼間敷地境界 (稼働時)	50 dB (A) 以下

※ 騒音、振動については、火葬炉室に架台を設置し、その架台に送風機等のモーターの回転部が設備されることから、この基準値を遵守することが困難と考えられるので、竣工時に行う測定検査結果については参考値とします。

(15) 告別方法

斎場職員及び遺族等により柩を霊柩車から柩運搬車に載せ替え、この柩運搬車を告別室に移動し、斎場における告別の儀式を行い、その後、柩（遺体）を火葬炉内の台車上に載せ替え、火葬を行う。

なお、運搬車等の型式・構造については原則として一体型とするが、構造等については、炉設備業者の提案とする。

(16) 収骨方法

火葬及び冷却終了後、炉内台車を炉前ホールに引出し、台車上の焼骨（遺骨）炉内台車上から直接収骨する。

(17) 運転回数

1炉1日あたり最大2回とする。

(18) 運転管理

監視室を整備し、火葬（燃焼）状況、炉内温度の状況、排ガス状況等の監視と制御が可能であること。また、運転・監視及び環境汚染防止対策に役立つ必要なデータ収集・処理とそれぞれの記録の集積を行うことができ、モニターに各データの表示（グラフィック表示等）ができるシステムとすること。

（19）更新手順について

前記、8.（1）に示したように、既存火葬炉を稼動しながら、火葬炉設備の更新工事を行うことから、既存火葬炉設備の解体撤去、新設火葬炉設備の設置等、各社の考え方による更新手順及び基本的な図面（配置、平面、立面、断面等）の作成を別途添付した改修計画図（案）（図4、図5）を参考に提案をすること。

（20）安全対策

- ① 斎場を利用する遺族、会葬者及び職員の安全と事故防止に十分配慮した設備であること。
- ② 日常の火葬炉設備の運転について、危険防止及び操作ミス防止のために、各種インターロック装置を設け、非常時の場合には各装置が全て安全側に作動するようにエマージェンシー回路（危険回避機能）を設けること。
- ③ 新しく設置する設備機器において、自動化した部位については、全て手動操作が可能ないように設計すること。

（21）非常時の運転

災害時等の緊急停止時における停電については、前記8.（5）の考え方により電力供給を受けるシステムとすること。

（22）工事範囲

火葬炉設備更新工事については、一括発注として単独発注することを前提とするが、前記8.（15）に示した事項を考慮すること。

燃料供給に係る工事については、サービスタンク以降からの工事とすること。

なお、必要な項目は各社にて追記することし、非常用発電設備の設置については、前記8.（5）において示したように今回の更新工事では設置しないこととするが、停電時における対策等についての考え方を様式5により提案すること。

（23）保証

① 責任施工

更新する火葬炉設備の性能及び機能は、受注者の責任により発揮され、かつ保証されなければならない。また、受注者は本プロポーザル実施要領書に明記されていない事項であっても、工事の目的を達成するうえで当然必要な設備機器等は、本町と協議の上、受注者の負担で施工しなければならない。

② 保証期間

更新する火葬炉設備の保証期間は、工事期間が複数年にまたがる可能性があることから、炉ごとに期間を定めることとし、各炉別の正式引き渡しの日から原則として2年間とする。

なお、受注者の故意、又は重大な過失により故障が生じた場合は、別途本町と協議の上決定する。

③ 保証内容

ア. 保証期間中は、台車表面保護剤、枢受け金物を除き、全ての設備機器の保証をするものとする。

イ. 保証期間中に生じた設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、受注者の負担により速やかに修理（補修）、改造又は交換しなければならない。ただし、本町の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

④ 引渡し性能試験の実施

工事期間内又は工事完了後において主要な設備機器の能力等の性能試験を実施すること。さらに、火葬炉設備の引渡し後1か月以内に火葬炉1炉分の排ガス測定等を実施し、正常な機能が発揮することを確認する。なお、十分な性能が得られない場合は、改修計画書を提出し、受注者において速やかに適正な改修工事を行い、改めて排ガス測定等の性能試験を実施し、その結果を報告し、本町の承認を得ること。

(24) 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により速やかに行い報告すること。また、受注者は、工事範囲において本町が必要とする関係官庁への許認可申請、報告、届出等を整理し、書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

10. 技術提案書作成要領

(1) 基本事項

- ① 火葬炉設備に係る技術提案書は、原則として長尾山斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル実施要領書様式集のうち、様式5から様式12までで表現すること。
ただし、次の(2)に示した提出図書のうち、どの様式でも表現できない事項については任意様式で提出してもかまわない。
- ② 技術提案書は、A4縦ファイルの左綴じ製本とすること。
- ③ 提出部数については、15部(正本1部、副本14部(複写可))とする。

(2) 提出図書(様式を示していない図書については全て「任意」様式とする。)

- ① 火葬炉設備更新にかかる工事仕様書
(火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付のこと。) **様式12**
- ② 燃焼計算、各設備能力計算
 - ア. 火葬1体に係る燃焼計算書
 - イ. 主燃焼炉及び再燃焼炉の炉内容積及び燃焼負荷計算(主燃焼炉、再燃焼炉)
 - ウ. 再燃焼炉における排ガス滞留時間計算書
 - エ. 排ガス冷却に係る計算書(必要冷却風量)
 - オ. 強制排気設備の設備容量計算書
 - カ. その他(燃焼用空気送風機容量)
- ③ 工事工程表(年次別に完成までの工事工程と設備全体の竣工までの工程)
- ④ 長尾山斎場での新旧火葬炉設備の切り替えに係る注意事項等について **様式5**
(新設の受変電設備を設置する必要がある場合については、設置位置と、必要な工事費について提案すること。なおこの提案は、参考資料とする。)
- ⑤ 図面(次に示す図面を提出すること。A-3見開きで統一する。)
 - ア. 火葬炉設備フローシート及び火葬炉設備計装フローシート
 - イ. 火葬炉設備設置にかかる配置図、平面図、立面図(点検スペース等を考慮した必要寸法を示すものとする。)また、主要設備の重量(床面に係る荷重)を記

載すること。

ウ. 築炉構造図

エ. 炉内台車

オ. バーナ（主燃焼及び再燃焼）

カ. 燃料供給設備（サービスタンク（490ℓ）、オイルポンプ等）

キ. 排ガス冷却設備

ク. 集じん設備（衝慣性衝突フィルター式）

ケ. 環境汚染防止設備

炉設備業者の提案とし、設置する必要があるれば前記 9.（14）の排出基準値が遵守できる設備とすること。

コ. 排気筒

サ. 残骨灰処理設備

シ. 棺運搬車及び炉内台車運搬車（構造及び型式は炉設備業者の提案とする。）

⑥ 電気計装設備に関する提出図書

ア. 電気設備容量計算書及びシステム運転時負荷計算書

イ. 主要な設備機器の仕様書

ウ. 制御及び計装一覧表

エ. 監視室、炉前操作盤、炉制御盤等必要な盤類の形態図及び制御システム
内容

⑦ 排ガス等の測定実績値（燃料を灯油とする施設）

様式 6

今回提案した同じ炉設備型式の納入施設について実績値を記載し、計量証明書も添付すること。

⑧ 火葬時間及び燃料使用量実績（灯油）（同様の火葬炉構造における実績）

様式 7

⑨ 年間維持管理概要書

様式 8

単年度に必要な維持管理の概要と費用について記述するとともに、新しい火葬炉設備の導入以後の 10 年間に必要な維持管理の概要及び費用についても記載すること。

また、仮に本町が火葬業務を委託した場合の費用についても記載すること。（当該項目は、参考資料とする。）

⑩ 主要機器の修理・部品交換等の費用及び保証期間一覧

様式 9

⑪ 項目別工事見積書

様式 10

見積書の内容は、技術提案書の内容（建築物の改修工事を含む）を反映させたものとする。

⑫ 提案事項（火葬炉設備業者としての考え方・方針等）

ア) 自然災害等に対する安全性の確保及び緊急停止時等の対策

様式 11-1

イ) アフターサービスの考え方と体制

様式 11-2

ウ) 周辺環境の保全や人体への影響に対する対策や取組方法

様式 11-3

エ) 火葬炉設備における省エネ対策及びコスト縮減に対する
取組

様式 11-4

オ) 今回提案する火葬炉設備の特徴と遠隔監視システムの
考え方と方法

様式 11-5

(3) その他

- ① 様式11-5については、自社の火葬炉設備において最も特徴としている事項(強調すべき点)を簡潔に列記し、記載すること。
- ② 各設備については、別紙**火葬炉設備基本仕様書**を考慮して設備計画を行うこと。

1.1. 審査方法

(1) プレゼンテーション及び質疑応答

- ①実施日 令和2年12月11日(金) ※予定
- ②出席者 4人以下
- ③時間 説明：20分、質疑応答：15分
- ④機器 スクリーンは、本町で準備するが、パソコン、プロジェクター等は参加者で準備すること。
- ⑤その他 追加資料は認めない。(プレゼンテーションに使用する資料は提出資料のみとする。)
- ⑥場所 勝央町総合保健福祉センター 2階 多目的ホール
※具体的な日時については、技術提案書提出者に対し、別途通知する。

(2) 審査

審査は、勝央町営長尾山斎場火葬炉設備機種選定委員会(以下「選定委員会」という。)において「審査基準」(13P)に基づき組織体制、技術提案内容、見積額、プレゼンテーション等を総合的に審議し、評価点数の高い順に最優秀候補者と優秀候補者を選定する。なお、合計点が同点の場合は、選定委員会での協議により選定する。

(3) 審査結果

審査結果は書面により通知する。なお、最優秀候補者又は優秀候補者として選定されなかった者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本町に対して説明を求めることができる。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- ② 提案書に虚偽の記載があったとき。
- ③ 提出書類の提出方法又は提出期限に適合しない者。
- ④ プレゼンテーションに出席しなかった者。
- ⑤ 評価点が6割に満たない者。
- ⑥ その他選定会議が不相当と認めた者。

1.2. 契約の締結

- (1) 最優秀候補者として特定されたものを対象とする工事請負契約書は、提出された技術提案書等に基づき工事内容の詳細について協議の上仮契約手続きを行う。この契約は勝央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第2条の規定による町議会の議決を得た日から本契約とする。

また、当該仮契約の内容につき議会の議決が得られないときは契約の効力を失うこととなり、これらによって最優秀候補者に損害が生じても、本町はその責めを負わない。

- (2) 仮契約までの間、本町は、最優秀候補者に対し内定書を発行し、最優秀候補者は、長尾山斎場火葬炉設備更新工事の実施設計図書の作成を履行することとする。これについては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、本町及び長尾山斎場火葬炉機種選定支援業務の受注者と協議しながら行うものとする。
- なお、この実施設計図書の作成に関して発生する費用は、最優秀候補者の負担とする。
- (3) 実施設計図書が、技術提案書等と比較して機能の追加がない場合には、この実施設計図書に基づく見積額は、技術提案書の際に提出された項目別工事見積書の金額と比較して、原則として同額以下とならなければならない。ただし、実施設計図書作成期間における、発注者からの指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。
- (4) 最優秀候補者が災害等の特別な理由により契約が締結できない場合は、選定時に順位付けした順に契約交渉を行うものとする。
- (5) 令和2年度の支払いは0円とし、契約金は、令和3年度以降に支払う。
- (6) 支払い方法及び契約保証は、勝央町財務規則（平成14年規則第6号）の規定によるものとする。

13. その他

- (1) 技術提案書作成に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者数が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) 提出された関係書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 技術提案書の著作権は原則として参加者に帰属するものとする。
- ただし、本町最優秀候補者及び優秀候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、本町において選定に伴う作業等の必要な範囲において複製できるものとする。
- (7) 本審査に係る情報公開請求があった場合は、勝央町情報公開条例（平成10年条例第3号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 審査結果については公表しない。
- (9) 参加者は、最優秀候補者及び優秀候補者選定後、本審査に係る要領等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

14. 問い合わせ先

担当課： 勝央町役場健康福祉部 担当：佐藤

住所： 〒709-4334

岡山県勝田郡勝央町平 242-1

(TEL) 0868-38-7102

(FAX) 0868-38-7103

審査基準

項目	配点	評価の視点
1. 組織・会社経営内容	15	経営状況、納入実績、アフターサービス等
2. 炉設備技術評価	60	設計計算と整合性、適正な設備機器計画等
3. 環境保全対策	10	排出基準値に対応が可能な炉設備構造等
4. 施設管理	30	維持管理費用の適正さ、設備設置に必要な空間の確保 維持管理経費の試算、火葬業務委託等の費用試算等
5. 工 事 額	40	設備仕様に整合し、適正な見積金額か
6. 提 案 事 項	35	提案内容として、自然災害に対する安全性の確保、工事 手順の適正さ、電気設備容量の増量に対する対応方法等
7. プレゼンテーション ・ヒアリング	10	説明及び回答の明確さ
合 計	200	

—別添資料—

図1 長尾山斎場の位置

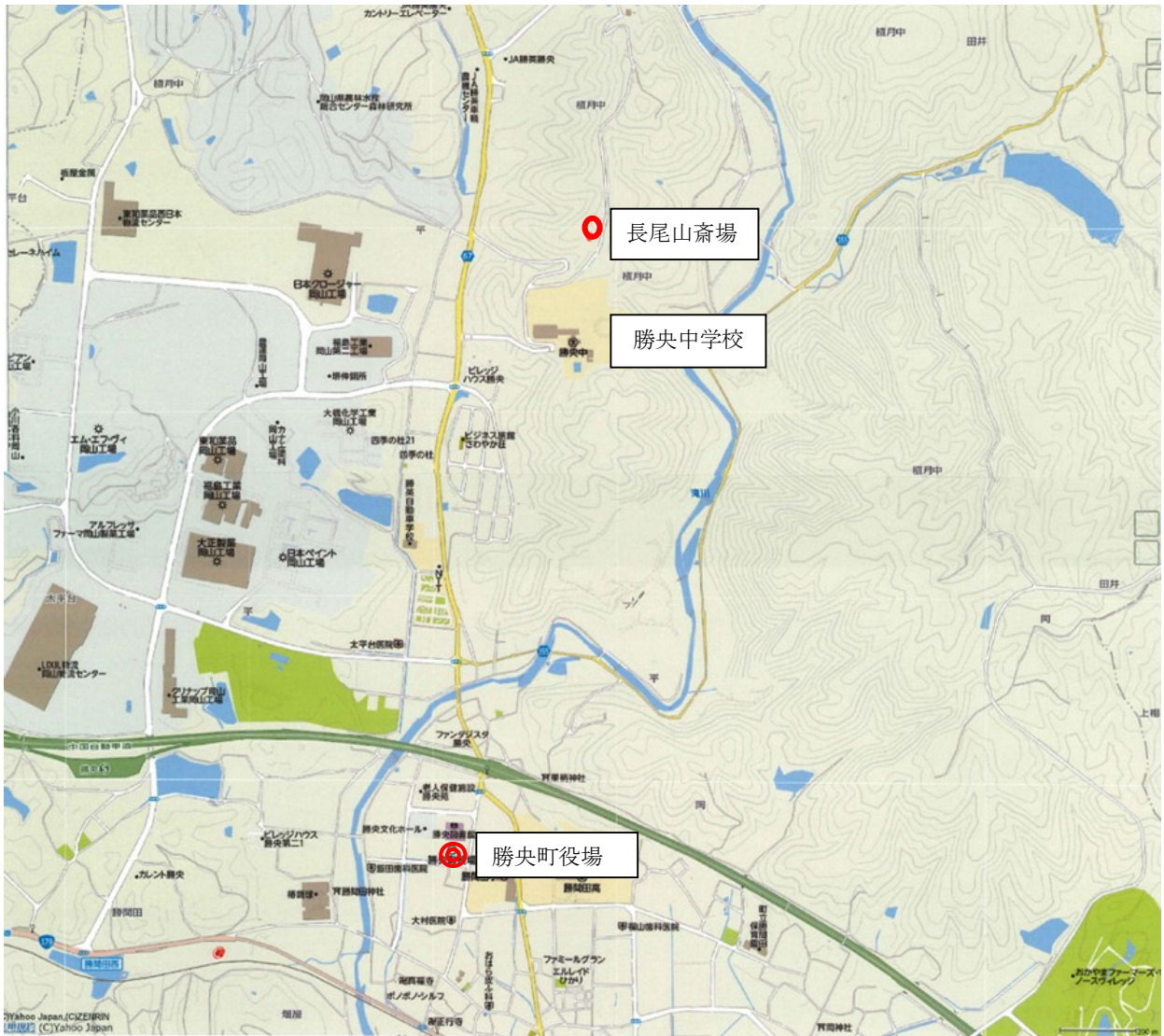


図4 改修計画図(案) 平面図

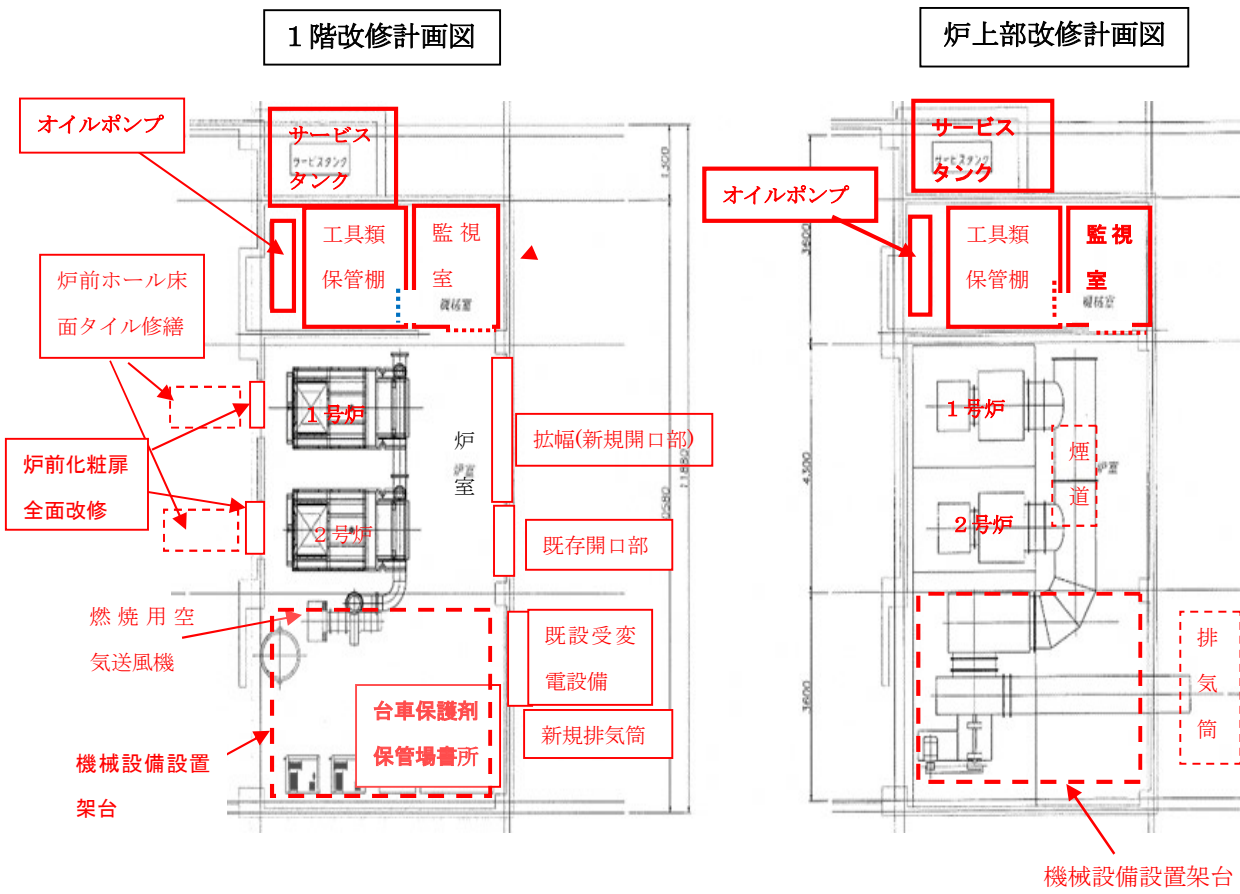


図5 断面図

